

令和5年5月9日

各医療機関開設者及び管理者 様

京都市保健福祉局  
医療衛生企画課医務担当

## 医療機関における新型コロナウイルス感染症の発生時の 検査実施（行政検査）について

平素は本市保健衛生行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、これまでから医療機関で新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、入院患者や職員の行政検査を実施してきたところです。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症と位置付けられた後も、令和5年3月24日付け厚労省通知「新型コロナウイルス感染症が五類感染症に位置づけられた後の高齢者施設等における検査について」により、引き続き下記のとおり行政検査を実施いたします。

### 記

#### 1 対象施設

次の(1)及び(2)に該当する施設のうち、京都市医療衛生企画課医務担当（以下「医務担当」という）において、院内感染対策上、行政検査が必要と認めた施設

- (1) 重症化リスクの高い者が多く入院する医療機関
- (2) 現に院内クラスターが発生している、又は院内クラスターが発生する恐れがある施設

#### 2 検査対象者

次の(1)又は(2)に該当する者のうち、医務担当において、院内感染対策上検査が必要と認めた者。 ※原則として、過去1ヵ月以内に新型コロナウイルス陽性が判明した者は除く

- (1) 対象医療機関の入院患者
- (2) 対象医療機関の職員（業務委託の職員を含む）

#### 3 検査期間

令和5年9月30日まで（予定）

#### 4 検査内容

PCR検査または抗原定性検査

#### 5 検査費用

無料

#### 6 検査の実施方法

- (1) 院内の陽性者発生状況について医務担当へ報告し、検査要否及び検査対象範囲等について御相談ください。
- (2) 検査対象者のリストアップについて医務担当から御案内いたします。

- (3) 検査方法（内容、実施時期）について医務担当と調整してください。検体容器または抗原定性検査キットの受け取りを御案内いたします。
- (4) 院内で検査を実施してください。PCR検査の場合は、医務担当からお伝えした市内検査機関へ検体を搬入してください。

## 7 検査結果の報告

### (1) PCR検査の場合

医務担当から施設の担当者へ結果を連絡いたします。担当者は速やかに受検者へ結果をお伝えください。（医務担当から受検者への個別連絡はありません。）

### (2) 抗原定性検査の場合

抗原定性検査で陽性が判明した場合は、医務担当へ報告してください。

陽性者については、PCR検査陽性者と同様に、各医療機関において適切な対応をお願いいたします。

### (3) その他

行政検査と並行し自院で検査を実施した場合は、検査結果等を医務担当へ報告してください。

## 8 感染拡大を防ぐための取組み

- (1) 陽性者については、各医療機関において重症化リスクや入院要否を判断し、適切な医療へつなげてください。
- (2) 陽性が判明した職員については、国通知をふまえ一定期間の自宅療養を推奨いたします。
- (3) 院内の感染状況は院内感染対策委員会において情報共有し、医療機関全体として感染対策を進めてください。
- (4) 地域の医療機関連携を積極的に活用し、最新の知見に基づいた助言を得ながら有効な感染対策を実施してください。
- (5) 感染者の状況、院内感染対策の実施内容、収束判断した場合等、医務担当へ報告してください。なお、医務担当から感染制御等について問合せをする場合があります。その際には御対応をお願いいたします。

### 【参考】

- ・令和5年4月14日事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について」
- ・第75回厚生科学審議会感染症部会資料（令和5年4月27日）  
「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけの変更について」
- ・一般社団法人日本環境感染学会  
「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第5版」
- ・平成26年12月19日医政地発1219第1号  
「医療機関における院内感染対策について」

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地  
京都朝日ビル7階

京都市保健福祉局医療衛生推進室  
医療衛生企画課（医務担当）

電話：075-213-2983

アドレス：[imushinsa@city.kyoto.lg.jp](mailto:imushinsa@city.kyoto.lg.jp)

受付時間：平日8時45分から17時30分まで